平成２２年（フ）第８０４号
兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の６ジークレフ浜田東213、前住所兵庫県豊岡市九日市下町237番地の１
債務者　浜崎　絵理
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５４号
兵庫県尼崎市富松町１丁目９番８号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目44番８号
債務者　西方ヒトミ
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６３号
兵庫県西宮市北名次町10―12―Ａ403今田方、住民票上の住所兵庫県西宮市菊谷町４番24号
債務者　山田　　徹
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９１号
兵庫県西宮市枝川町16番109―205号
債務者　釜谷　信介
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５３号
鳥取県米子市車尾３丁目７番45号
債務者　長谷川とし子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５７号
鳥取県米子市西福原８丁目14番19―207号
債務者　上村　弘和
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２９号
広島県三原市須波１丁目19番12号
債務者　中本　晴丈
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
徳島市南矢三町１丁目２番11号
債務者　河野　純子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
愛媛県今治市大西町新町甲1037番地　鳥越団地１号棟112、前住所愛媛県四国中央市金田町半田68番地２、住民票上の住所愛媛県西予市三瓶町津布理3237番地
債務者　田坂　雅俊
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７４６号
北九州市八幡西区筒井町７番１―1106号
債務者　韓成煥こと　韓　　留吉
１　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４７号
北九州市八幡西区筒井町７番１―1106号
債務者　李勝子こと　安本　勝子
１　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４８号
北九州市八幡西区筒井町７番１―1106号
債務者　清川宗こと　韓　　宗坤
１　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１号
佐賀県唐津市相知町大野140番地
債務者　田中より子
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４４号
大分県速見郡日出町3138番地１ノーブル暘谷101
債務者　佐藤　　修
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
大分県速見郡日出町3138番地１ノーブル暘谷101
債務者　佐藤千登美
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
大分県杵築市山香町大字内河野2720番地１
債務者　岩尾　　映
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
大分県日田市大字上野111番地
債務者　梶原　幹彦
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所日田支部